

第 4 章 取組の方向

1 市民一人ひとりがお互いを尊重する

(1) 互いに自分らしさを尊重した人権文化の創造

①人権意識の醸成

【現状・課題】

2019（令和元）年度に実施した「福知山市人権問題に関する意識調査」において、「差別は許されない」という基本的な認識は高い水準で市民に根付いている一方で、差別の原因や責任を差別される側に求める意識も併存しています。

性別に関わらず、誰もが人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※の実現のためには、女性の人権の確立が最重要課題のひとつです。しかしながら、2019（令和元）年度に実施した「福知山市男女共同参画社会に関する市民意識調査」においては、女性の人権が守られていないと答えた人の割合は37.2%でした。具体的に女性の人権が守られていないと感じる場面として多かった回答は、職場におけるハラスメント、夫やパートナー、恋人からの暴力、女性を下位にみて侮辱する言葉を投げつけたり、からかいの対象にしたりすることでした。

地域共生社会の実現に向けて、予断や偏見に基づく差別や人権侵害を解決するために人権講座をはじめ、人権について学び考える機会づくりを進めてきましたが、参加者の固定化や減少が課題となっています。

市の広報誌やホームページなどを通じた啓発活動についても、デジタル化が進む近況を踏まえつつ、お互いにつながり合えるような人権尊重のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

「人権と福祉の拠点施設」である人権ふれあいセンター※は、地域住民の居場所、相談窓口として機能していますが、利用者が固定化する傾向があるため、より多くの地域住民が利用できる取組が必要です。

また、障害のある人が暮らしやすい社会づくりを進める「あいサポート運動※」を推進しており、運動の啓発と理解者を増やすための「あいサポーター研修」を実施しています。

人権侵害の被害に遭った人には、人権擁護委員※による相談や専門相談も実施しています。

【今後の方向性】

基本的人権の尊重を保障するための法的整備が進められていますが、地域でのさまざまな生活課題を「他人ごと」ではなく「自分ごと」と捉えることができるためには、障害の有無、年齢、性別、出身、国籍などに関わりなく、誰もが互いの価値

観を尊重し合い平等に参画できる「共に幸せを生きる」共生社会の実現をめざし、あらゆる差別や人権侵害を許さないという意識を地域住民が等しく共有することが重要となります。

障害のある人の社会参加の障壁となるコミュニケーションの壁を取り除いていくための取組を進めると共に、「あいサポート運動」を推進します。

人権意識の醸成に向けた教育・啓発活動をさまざまな場面で継続して推進し、住民一人ひとりの人権意識を高めることで、もし自分自身が生活課題を抱えたとしても、安心して周囲に相談できる地域づくりを推進します。

【市で取り組むこと】

●人権問題を「自分ごと」として捉え、考えられるような啓発の推進

- 各種の講演会・学習会・イベントなどあらゆる機会を通じて、すべての人の人権が保障された共生社会の重要性について、啓発を行う。
- 市の広報誌やホームページ、SNSなどを通じ、人権問題を「自分ごと」と捉えることができるよう啓発を行う。

●生涯を通じた人権教育の推進

- 誰もが参加しやすい学習機会の提供、学校教育や職場での研修、地域活動などを通じ、人権問題に関する啓発活動を継続的に実施する。

●人権ふれあいセンター機能の充実

- 人権と福祉の拠点施設である人権ふれあいセンターが、より多くの住民に活用されるよう、広報や事業の企画などを工夫すると共に、機能の充実を図る。
- 住民に寄り添える施設となるため、教育機関だけでなく、福祉関係機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業所）と連携を深め、きめの細かい生活支援などを実施する。

●合理的配慮※の浸透に向けた啓発の推進

- 2018（平成 30）年施行の「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例※」の意義や内容の周知に努める。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
セミナー・講座など啓発事業への参加者数	850 人	1,200 人
共にしあわせを生きるまちづくり人権講座参加者数（延べ）	2,000 人	5,500 人
審議会・委員会などの女性委員割合	30%	33%

②福祉教育の推進

【現状・課題】

計画策定に向けた市民意識調査において、地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会や民生委員・児童委員などについて、前回調査時と変わらず、地域住民の間で十分に認知されていない状況があります。

ボランティア活動の動機として、「困っている人を助けたい」や「地域社会をよくしたい」の割合は4割程度となっています。

自分たちの生活に関わる地域の問題に対して関わりたいと考える回答者は半数に留まることから、地域の一員としての意識をもち、支え合い活動に参加することの重要性を理解することが大切です。

学校、団体や事業所などに対し、障害のある人の講話と併せて、パラスポーツの体験、手話学習・難聴体験、アイマスク体験・点字学習などを実施しており、障害のある当事者との交流や障害の疑似体験により、障害への理解が深まっています。

【今後の方向性】

地域住民一人ひとりが主体的に地域のことを考え、課題の解決に向けて取り組んでいくために、子どもの頃から、地域福祉に関する組織や制度などについて、正確で十分な知識を学べるように努めます。

社会体験やボランティア活動により、さまざまな人との交流を促進することで、地域への愛着心を育み、福祉活動への参画意識が醸成されるよう取り組みます。

介護職や保育士などの福祉人材の確保という観点からも、住民の福祉意識向上に向けた取組を推進します。

【市で取り組むこと】

●福祉教育の推進

- 子どもの頃から福祉を他人の問題として捉えるのではなく、障害の有無に関わらず、誰もがそれぞれの持っている強みを生かしながら日々の生活を送っていることなどを学び、多様性を認め合い、「他人ごと」を「自分ごと」として考えることのできる学習を推進する。
- 身近に支援を必要としている人がいた場合に、的確な助言や支援ができるよう、学校や職場、地域活動などの場において、社会福祉に関する制度・取組内容などについての啓発を促進する。
- 学校や職場、地域活動などにおいて、オンラインの活用なども含めてさまざまな立場の人同士が交流する機会づくりに努め、多様性を認め合うような意識づくりを図る。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携し、それら団体などの活動の広報や可視化に努め、福祉活動への参画意識を高める。

●福祉活動への参加意識の醸成

○学校や職場、地域活動などにおいて、体験型の学習会やワークショップ※などの開催を促進し、福祉活動に参加する意識を高め、自らが地域福祉推進の担い手となるよう主体形成を図る。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
障害についての理解啓発人材バンク講師派遣回数（小中学校対象）	7 回	25 回
社会福祉協議会による福祉教育プログラムの実施回数と参加人数（小中学生対象）	8 回 (260 人)	25 回 (1,000 人)
社会福祉協議会による福祉出前講座の実施回数と参加人数（全世代対象）	20 回 (700 人)	70 回 (2,500 人)

コラム

9

福祉教育について

住民一人ひとりがお互いを尊重するまちに向けて、子どもの頃から福祉の心を育くむことが重要です。そのためには、地域で暮らすさまざまな人々との関わりを通じて、生活の様子や必要な配慮を知ると共に、体験をふまえて自分ごととして学ぶ機会が必要です。

福祉山市社会福祉協議会では市内の社会福祉施設などと協同し、1991（平成3）年から施設での「社会福祉体験学習」を行うと共に、「福祉体験」として、車いす・アイマスク・高齢者疑似体験などを実施してきました。令和に入ってから、児童館や放課後児童クラブなどでの「福祉ものづくり体験講座」として、赤い羽根共同募金箱装飾やピクトグラム作りなどを行っています。また、東京2020パラリンピック競技大会を契機として更に注目が高まったスポーツ「ボッチャ」の体験など、新たなメニューも加えています。

全世代が福祉にふれる場として、福祉出前講座も随時実施しており、コロナ禍以降はオンラインを活用した世代間交流も始まっています。実際に行われている各地域・機関の福祉教育推進のための取組を活かすと共に、今後も住民をはじめ、教育と福祉の関係機関が協同しながら、体験や交流を通して住民全体が福祉を楽しく学び合える機会をつくっていくことが大切です。



2022（令和4）年9月28日 惇明小学校

③オレンジ運動の推進

【現状・課題】

住み慣れた地域で、共に「幸せを生きる」ためには、制度や分野を超えた取組を進めていかなければなりません。また、行政だけではなく、住民一人ひとりが福祉について考え、支え合い、共生していける地域づくりを進めていく必要があります。

このため、オレンジ色をテーマとした福祉のまちづくりを、市民や企業などと一緒に展開します。これは、「認知症サポーターのオレンジリング（高齢者福祉）」、「あいサポーターのあいサポートバッジ（障害者福祉）」、「児童虐待防止のオレンジリボン（児童福祉）」の3つを一体的に進めて地域共生社会の実現をめざすものです。

【今後の方向性】

各担当課で取組は進めていますが、運動の担当課や社会福祉協議会とも一体になって各取組の周知に努めるなどして、オレンジのまちづくりを進めます。

オレンジ色をシンボルとした3つのアイテム（オレンジリング、あいサポートバッジ、オレンジリボン）を持つ人を増やすことで、正しく理解し、自分のできる範囲で手助けや配慮を行う人を増やします。



～オレンジリング～

オレンジリングは、「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症サポーターとなった証として渡されるオレンジ色のリストバンドです。認知症サポーターは認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族に対して、自分のできる範囲で手助けをする人です。



～あいサポートバッジ～

あいサポート運動は、さまざまな障害の特性を理解し、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある人も暮らしやすい社会をつくっていく運動です。

あいサポートバッジのオレンジ色は「光」や「温かさ」をイメージするものとしています。



～オレンジリボン～

オレンジリボンは、「子ども虐待防止」のシンボルマークです。2005（平成17）年に、栃木県で幼いきょうだいの命が奪われた虐待死事件をきっかけにオレンジリボン運動が始まりました。

今では毎年11月に子ども虐待防止推進月間が設けられるなど、全国的な運動になっています。

【市で取り組むこと】

●認知症サポーターの養成

- 各団体からの依頼に応じて実施する出向き型に加え、各地域包括支援センターでも計画的に認知症サポーター養成講座を開催する。
- 子どもから大人まで幅広い年代の認知症サポーターを育成する。
- 認知症サポーター養成講座の修了者を対象に上位サポーターを養成し、主体的な活動ができるような仕組みをつくると共にチームオレンジ※の結成に繋げる。

●あいサポート運動の推進

- 「あいサポート運動」の啓発と障害のある人への理解者を増やすための「あいサポーター研修」を受講した「あいサポーター」により支援の輪を広げる。
- 障害の理解啓発に取り組む市内の企業及び団体を「あいサポート企業・団体」と認定し、理解促進を図る。

●児童虐待の防止

- 妊娠期から自立期までの、子どもや子育てに関するあらゆる相談を受ける「子育て総合相談窓口」の普及啓発や、さまざまな相談に対応するため、子ども政策室に多様な分野の専門職を配置し、妊娠期から切れ目のない包括的な支援の提供や関係機関との連携を行い、虐待の未然防止、重症化予防に取り組む。
- 児童虐待防止への市民意識を高めるために、街頭啓発などの実施や講演会を開催する。
- 児童虐待の早期発見・支援に向けた知識・技術の向上を図るために、関係機関などを対象とした研修会を開催する。
- 要保護児童※対策地域協議会のネットワークを活用し、虐待予防や早期発見に向け関係機関との連携をより一層強化する。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
認知症上位サポーターの活動者数	30 人	70 人
認知症上位サポーターによる対応者数	171 人	546 人
あいサポーター数（累計）	2,600 人	5,100 人
乳児虐待死亡人数	0 人	0 人

(2) 地域でつながる

①地域でのつながりの構築

【現状・課題】

地域で孤立した人が生活課題を抱えた場合、その人の生活状況や必要な支援の方法がわからず、適切な支援を行うことが難しくなります。

市民意識調査では地域で困っている人がいたときに、「手助けをしたことがない」と回答した人が半数を占め、したことがない理由として「地域で手助けや助け合いを求められたことがないから」を挙げている人が多く、普段からの顔の見える関係づくりが課題となっています。

前回調査よりも地域で活動している組織・団体（自治会以外）に加入している回答者が大きく減少しています。心配ごとや困りごとの相談先として自治会や近所の住民と答えた人が減る一方、「誰にも相談しない」や「相談できる人や場所はない」の回答が増えています。

地域の誰とも交流がない状態で、ひとり暮らしや家族との関係が希薄であるなど、社会的に孤立している人への支援が重要な課題となっています。

社会福祉協議会が行うサロン交流会や地域福祉フォーラムの開催により、サロン活動者の交流が図られています。

サロン活動については、参加者の高齢化、世話役の後継者不足、参加できない方へのサロン活動以外の多様なつながりづくりのきっかけとなる働きかけが課題となっています。

【今後の方向性】

地域住民の交流の機会となるサロン活動、公民館活動への参加や、児童館・児童センターや子育て支援センター※などの子育て支援拠点の利用は、その人の生活の充実に寄与すると同時に、地域とのつながりが形成される重要な機会であるため、社会福祉協議会などとの連携により活動を積極的に支援します。

地域でのつながりを保ちながら、支援を必要としていながら孤立している人の把握に努めると共に、支援を必要とする人・家族やその親族などが、自分から助けを求めることができるよう取り組みます。

【市で取り組むこと】

●サロン活動への参加の促進

- 地域住民にサロン活動を周知することで参加を促し、住民同士のつながりを後押しすると共に、生活課題が生じた際には支援へとつなぐ体制を整える。
- 福知山市社会福祉協議会が取り組む、サロン活動をしている人たちの交流の場づくりや活動事例集「つながり」の定期的な発行を支援する。

●公民館活動の充実

- 「いつでも」「誰でも」「どこでも」「楽しく」という公民館活動に参加しやすい環境づくりを進めることで、人と人との絆や地域の絆を深め、地域コミュニティ※の育成につなげていく。
- 地域公民館の開館時間延長による利用機会拡大により、市民サービス・満足度の向上と共に、幅広い年齢層の公民館活動への参加促進を図る。
- より幅広い年齢層の住民の公民館活動への参加を得るため、講座やイベント内容を工夫すると共に、講座の講師として、地元の高齢者や学生などに活躍してもらうことで、世代間交流や伝統文化の継承、生きがいつくりに努める。

●子育て支援拠点の利用の促進

- 妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援を実施していくため、こんにちは赤ちゃん事業などでの紹介を通して、引き続き児童館・児童センターや子育て支援センター・すくすくひろばの利用促進に努める。また、2022（令和4年）11月に三段池公園総合体育館内にオープンした「りとる ハピネス」を広く周知し、利用促進に努める。

●さまざまな媒体を通じた情報発信

- 市の広報誌やホームページ、LINE※、イベントなど、さまざまな場を活用して福祉サービスや相談窓口などの周知に努め、困ったときはすぐに相談するよう、呼びかけに努める。
- 支援を必要とする人に直接関わる自治会役員や民生委員・児童委員、介護支援専門員※などに対して、継続的な学習会を開催し情報を提供する。

●支援を必要としている人の積極的な把握

- 関係機関と連携し、個人情報に配慮しつつ、支援が必要であるにも関わらず必要な公的サービスが受けられていない人の把握に努め、支援につなげる。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
公民館活動参加者数	22,000 人	25,000 人
ふれあいいきいきサロン参加者数 （延べ）	20,000 人	30,000 人
地域子育て支援拠点事業利用人数	8,400 人	12,000 人

2 市民一人ひとりがまちづくりの担い手となる

(1) 協働・共創のまちづくりの推進

①住民組織などへの支援

【現状・課題】

「福知山市自治基本条例」では、地域の資源を活かした個性豊かな地域づくりの活動を、当該地域の住民が主体となって行っていく包括的な自治組織として、「地域づくり組織※」を定めています。

市では組織設立をめざす団体に対して、設立準備のための補助金交付や助言などの支援を行っており、現在、4つの地域で地域づくり組織が結成・活動されています。その他、いくつかの地域で地域づくり組織設立準備会が結成され、組織設立のための検討や勉強会が行われています。

その他の地域においても、それぞれの地域の課題や現状などに応じて、住民の自発的な動きを尊重したうえで、設立の機運醸成を支援していく必要があります。

住民自身による地域福祉の推進を図る自主的な組織である「地区福祉推進協議会」は現在 20 地区で運営されています。福知山市社会福祉協議会では、事業運営の相談、助言、事業費補助などの支援と共に研修や意見交換など、活動の相互理解を図って、各地域の実情に合った福祉活動を推進していますが、市民意識調査では「地区福祉推進協議会の名前も活動内容も知っている」と回答した人が2割と認知度が低い状況であり、活動の活性化と広報の充実を図る必要があります。

【今後の方向性】

地域住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むためには、身近な圏域において、地域住民に寄り添い、関係機関や団体を巻き込みながら共に解決していく市民協働による地域づくりが重要です。そのため、地域包括支援センターや社会福祉協議会などとの連携を図りながら、各地域の現状や課題に応じた支援体制づくりを進めます。

また、地域住民の活動拠点として、地域公民館の生涯学習機能にコミュニティ施設の機能を加えた地域住民センター※の設置に取り組んでいます。地域住民センターは、地域が抱える課題や多様化するニーズに対応する地域の拠点として、地域づくり活動や地域交流活動の推進を図るほか、営利活動による利用も可能となります。2022（令和4）年4月には北陵地域住民センターを設置しており、2023（令和5）年度より、他の地域へも順次設置していきます。

【市で取り組むこと】

●地域福祉を支える住民組織などとの連携と支援の拡充

- 地域づくり組織の設立を検討する地域については、引き続き補助金交付や設立に係る助言などを支援する。
- 地域づくり組織や地区福祉推進協議会など地域福祉を支える住民組織について、地域住民が参加・協力しやすくなるよう活動内容を含めて広報する。
- 地域住民センターについては、今後他地域への設置推進を図るため、各地域の現状や課題に応じながら設置をめざしていく。
- 地域づくり組織や地区福祉推進協議会など、その地域の実情に応じて地域課題や生活課題を共有できる組織、体制づくりについて検討を行う。

●行政・関係団体や機関との日常的な連携の強化

- 地域住民が行政や福祉、教育、医療機関などとの交流・情報交換・共有できる場づくりに努め、地域課題や生活課題が生じた際に関係機関が連携して支援ができるよう、普段からの協働体制を強化する。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
地区福祉推進協議会数	20 地区	21 地区
支え合いサービス※提供地域数	3 地区	6 地区

コラム

10

個性豊かな地域をつくるため ～地域づくり組織とは～

社会経済情勢が急激に変化する中、多種多様な市民ニーズや複雑化・深刻化する地域課題に対し、これまでのように均一的・画一的な行政サービスでは適切に対応をすることが困難な状況となっています。また、人口減少に伴う過疎化・高齢化の進行や地域活動への無関心層の増大によって、伝統的に培われてきた地域での支え合いや助け合いの関係が希薄化し、自治会などの身近な地縁型コミュニティの維持・運営と担い手の確保が課題となっています。

このような中、従来の自治会などや行政だけでは解決できない課題に柔軟に対応するため、地域のあらゆる人たちが協力して活動を展開していく「地域づくり組織」といった新たな市民主体の仕組みづくりが求められています。

既に地域づくり組織が結成されている地域では、観光資源を活かした地域活性や住民同士の支え合いの取組など、各地域の個性に応じたさまざまな活動が行われています。

(2) 多様な活動主体の協働の促進

①さまざまな支え手の連携・育成

【現状・課題】

さまざまな組織・団体が、ボランティア活動などを通して自治会や地区福祉推進協議会、地域づくり組織などとも連携し、地域福祉の推進において大きな役割を担っています。

社会福祉協議会が設置する福知山市ボランティアセンターでは、「ボランティアまつり」や各支所での「ボランティア交流会」などを開催し、ボランティアに関する理解や関心を深めるための啓発を行うと共に、ボランティアをしたい人としてほしい人をつなぐコーディネートも行っています。2023（令和5）年2月1日現在、センターには、61 団体と個人 11 名が登録しており、日頃の活動や運営に関わる相談にも乗っています。

また、登録団体から組織されている「福知山ボランティア連絡協議会」では「ボランティアまつり」や各支所での「ボランティア交流会」などを開催し、ボランティア同士のつながりを深める活動を積極的に行っています。

市民意識調査では、「ボランティア活動をしたことがない」人が全体の半数を超えており、「したことがある」人の割合は前回調査よりも減少しています。

地域での手助け・助け合い活動やボランティア活動への今後の参加意向としては、「誘いやきっかけがあれば参加したい」の割合が最も高くなっています。また、活動に参加してもらうためには「活動自体を楽しく、興味のある内容にする」や「活動時間をできるだけ自由にする」ことが求められています。

福知山市ボランティアセンターの登録ボランティアについても高齢化と後継者不足などの問題があるため、住民にボランティア活動への参加を働きかけることが必要です。

【今後の方向性】

地域の生活課題解決に向け、地域の状況に合わせた連携がスムーズに図られるよう、地域で活動する団体や組織が、互いの活動内容を共有できる機会の充足に努めます。

ボランティア活動への理解・関心の啓発を推進することで、参加者の拡大による支え手の育成にも努めます。

また、企業とも、募金活動だけでなく、更に幅広い分野での連携を図っていきます。

高齢者については、その経験に基づく知識や知恵、技能などが地域包括ケアシステム※の推進に不可欠であると考えられることから、福知山市老人クラブ連合会などとも連携しながら、ボランティア活動など、高齢者の活躍の場づくりを図り、生きがいを持って地域で暮らすことができるように努めます。

【市で取り組むこと】

●活動組織・団体などの交流の場づくり

- 福知山市ボランティアセンター、福知山ボランティア連絡協議会と連携し、地域で活動する組織や団体などについて、相互に情報交換・交流をするための場（研究会・会合・交流会など）づくりに努める。
- 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする人が、地域社会において安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、朗読ボランティアなど、コミュニケーション支援者の確保及び養成を行う。

●ボランティア活動への参加促進

- 学校や大学、地域と連携して、ボランティア活動に関する理解と関心を深める機会を確保すると共に、多くの方が気軽に参加できるボランティア活動の情報発信の仕組みづくりを進める。
- ボランティア活動の重要性を啓発すると共に、時間や場所にとらわれないボランティア活動など多様な方法・内容について検討し、広報する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体の介護予防活動の取組など、ボランティア活動に意欲のある高齢者の活躍の場を拡充する。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
福知山市ボランティアセンターへの 加入者数（累計）	1,700 人	2,500 人
奉仕員等養成講座（手話・要約筆記・ 朗読・点訳）修了者数	36 人	52 人
介護支援サポーター活動時間（延べ）	0 時間	2,500 時間

②福知山公立大学などとの連携

【現状・課題】

福知山公立大学では、「市民の大学」「地域のための大学」「世界とともに歩む大学」という基本理念のもと、「地域（ローカル）に根ざし、世界（グローバル）を視野に活躍する人材」、いわゆるグローカリスト※の育成をめざしています。

同大学では、福知山市をはじめ北近畿地域の自治体や企業、各種団体とのさまざまな協働の土台を築きつつ、質の高い教育研究活動を通じた人材育成と地域課題解決への貢献、住民の豊かな学びの機会の創設に取り組んでいます。

人口減少やグローバル化の進展、データサイエンスやAIなどさまざまな情報技術の急速な発展などの社会変容への対応が求められる時代にあって、地域の課題解決に先導的役割を果たせる人材の育成が求められています。

また、市内に8校ある高等学校などでも地域と連携した活動が行われています。

【今後の方向性】

福知山公立大学を核として、北近畿地域の企業、教育機関、自治体、各種団体などのさまざまなセクターとの連携を深化させることで、地域連携の拠点としての機能を高めていきます。また、学生と地域との交流が促進されることにより、若い世代の地域活動への積極的な参加が期待され、教育・研究という大学の特性を活かした福祉のまちづくりへの推進を図ります。

新型コロナウイルス感染症がもたらす社会変容への対応に国内外が大きな転換期を迎える中、地域の課題解決に先導的役割を果たせる人材の育成、研究成果の還元による地域活性化への取組を推進します。

また、子どもの頃から地域や福祉に興味・関心を持つ住民が増えるよう、地域福祉活動に関する情報を発信すると共に、中学生・高校生が地域活動や福祉活動に関わることのできる機会を確保します。

【市で取り組むこと】

●大学の活動の住民への積極的な広報

○福知山公立大学の研究成果、教員や学生の活動、地域貢献への取組などについての情報を広く市民や関係団体などに発信する。

●大学の研究者・学生と地域住民の連携強化の促進

○大学の研究者・学生と住民、地域団体などと交流・連携に努め、大学の知見を活かしながら、共同事業を推進し地域課題解決に取り組む。

●高校生などへの働きかけの推進

○高校生などへ向けた地域福祉情報の発信を強化する。

○中学生・高校生を対象とした地域活動への参加機会を確保すると共に、地域での居場所づくりを進める。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
地域と福知山公立大学の連携取組数 （累計）	17 件	20 件

コラム

11

「いのち」について考えるワークショップ

さまざまな社会情勢の変化により、いま「いのち」をどう支えていくかが大切な課題となっています。

「いのち」に対する考え方や支え方を、これからの未来を担う高校生・大学生を中心としたみなさんとさまざまな意見を出し合いながら考えていくため、福知山公立大学との連携により、ファシリテーション※式（ワールドカフェ※方式）ワークショップを3回シリーズで実施しました。



2022（令和4）年10月23日
（第1回）



2022（令和4）年11月20日
（第2回）



2022（令和4）年12月4日（第3回）

③民生委員・児童委員との連携

【現状・課題】

民生委員・児童委員は地域住民の最も身近な相談相手であり、地域福祉の推進役として、また行政とのパイプ役として、重要な役割を果たしています。

地域生活課題が複合化・多様化する中で、民生委員・児童委員に求められる役割は多岐に渡り、負担の増大が課題となっています。

市民意識調査では、「地域の担当者も活動内容も知っている」と回答した人は3分の1程度で、前回調査結果と比較しても改善が見られない状況です。

民生委員・児童委員のなり手を確保すると共に、担当地域において円滑に活動できるように、民生委員・児童委員の活動内容や制度の理解促進と普及啓発を行うことが必要です。

【今後の方向性】

地域生活課題の早期発見・早期解決には、地域において支援を必要としている人への見守り活動を行う民生委員・児童委員との連携が不可欠であるため、民生委員・児童委員が活動する中で必要な知識や技術の習得を支援する研修などを実施すると共に、民生委員・児童委員からの相談などへの対応の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員が、本来の役割に専念できるよう、その業務の見直しを図ると共に、活動しやすい環境づくりのため、その活動や役割についての周知・広報を進めます。

【市で取り組むこと】

●民生委員・児童委員との連携・支援の強化

- 支援を必要としている家族や、地域の課題についての情報があつた場合は、庁内関連部署や関連機関・団体などと連携し、速やかな支援につなげる。
- 民生委員・児童委員に過重な負担をかけないように、会合などの開催頻度、開催時間などについて十分な配慮を行う。

●民生委員・児童委員の活動環境の整備・なり手の確保

- 民生委員・児童委員の活動と関係する部署・機関との意見交換の場を設け、効果的な連携の検討・促進を図る。
- 民生委員・児童委員の存在やその役割、活動内容などに対する地域住民の理解促進に努め、民生委員・児童委員の活動を地域で支える機運を高めると共に、民生委員・児童委員の候補者育成に努める。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
民生委員・児童委員の認知度 （担当者も活動内容も知っている人の割合）	28.8%	47.3%

3 誰一人取り残さない体制を整備する

(1) 重層的支援体制の整備

①相談体制・社会参加・地域づくり

【現状・課題】

複合化・多様化する地域の課題は、福祉だけでなく医療・保健・教育・雇用・就労など、さまざまな分野に渡っています。すべての世代における貧困とその連鎖の問題や自殺対策などのように、その分野や年齢による対象別の福祉制度では解決が困難な問題が顕在化しています。

重層的支援における庁内横断的な組織づくりにより、関係部署との情報共有や支援がスムーズにできる仕組みをモデル的に実施していますが、今後は本格実施に向けて更なる体制整備と人材育成が必要です。

複雑化・複合化する課題を抱える住民の中には、既存の支援制度の対象にならない、支援を希望しないなどといった理由から、すぐには課題解決につながらず、継続的な見守り支援が必要となる場合があります。

地域で誰とも交流がない状態でのひとり暮らしや家族との関係が希薄であるなど、社会的に孤立している人もあることから、地域とのつながりが形成される機会をつくることが重要です。

市民意識調査では、生活上の心配ごとや困りごとについて「誰にも相談しない」や「相談できる人や場所はない」と回答している人がありました。困りごとを抱えながらも自らSOSを出せず、必要な支援につながっていない人が地域の中に存在すると考えられます。

本市では自殺対策計画を策定し「いのち支えるまちづくり」に取り組んでおり、その取組の認知度としては「電話相談」が高く、ゲートキーパーが低い状況です。

児童虐待の未然防止、子どもの貧困対策、ヤングケアラー支援の観点からも子育て世代の総合的な相談支援体制の構築が必要とされています。

高齢者の総合相談窓口としての機能をもつ9つの地域包括支援センターでは、複雑化・複合化する課題を抱えるケースの相談が増えてきていることから、今後は年齢や属性を問わない包括的な相談窓口としての機能充実が求められます。

【今後の方向性】

各種相談窓口において、相談者の困りごとを包括的に受け止め、必要な支援につなげることができるよう、庁内横断的な支援体制の構築をめざします。また、庁内だけでは解決が難しい場合は、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援が提供できるよう、支援機関のネットワークづくりに努めます。

9つの地域包括支援センターが、年齢や属性を問わず地域住民の困りごとを包括

的に受け止め、必要な支援につなげる機能を充実させます。また、相談窓口を訪ねることが困難な人には家庭訪問を行うなど、対象者の状況に応じた働きかけを行います。

すぐには課題解決につながらず、継続的な見守り支援が必要な人には、可能な限り本人と会い、困り感に寄り添うなど、丁寧な関わりにより信頼関係の構築に努めると共に、途切れることのない見守り支援を行います。

社会的に孤立しがちな人であっても地域とのつながりが保てるよう、年齢や属性を越えて住民同士が交流できる多様な居場所を整備します。また、多様な地域づくりの担い手を育成し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

自殺対策においては、経済的事情や健康問題、人間関係など一人ひとりの状況に応じた適切な相談・支援体制を拡充するため、ゲートキーパーの普及啓発と共に、養成に向けた自殺対策研修会の開催や関係機関との連携に努めます。

【市で取り組むこと】

●包括的相談支援事業の実施

- 市内の各種相談窓口では、相談者の年齢や属性を問わず包括的に相談を受け止め、適切な部署と連携を図りながら相談対応を行い、適切な支援につなげる。
- 受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、多面的なアセスメント※や支援機関間の役割分担が必要な場合は、基幹型センター「介護あんしん総合センター」による総合調整につなげる。

●多機関協働事業の実施

- 多機関協働の中核機関の役割を担う、基幹型センター「介護あんしん総合センター」は、多部署・多機関の連携に関する総合調整役を担うと共に、支援の進捗管理を行う。また、重層的支援に関わる関係機関のネットワークの構築をめざして、定期的に「オレンジネットワーク会議（権利擁護ネットワーク会議）」を開催する。
- 福祉保健部を中心とした各種相談窓口には、「介護あんしん総合センター」との連携・調整役を担う「チーム員」を選任し、定期的な会議の開催により情報共有、支援の方策の検討などを行う。

●アウトリーチ※などを通じた継続的支援事業の実施

- 継続的な見守り支援が必要な人には、各相談支援窓口からの訪問を通じて本人や家族の思いを受け止め、長期的・継続的に伴走しながらつながり続けることをめざす。本人や家族との信頼関係を構築しつつ、タイミングを見計らって必要な支援につなげる。
- 自治会や民生委員・児童委員をはじめ、地域の支援者と行政や関係機関の支援者が今後更につながりを深めると共に、地域に出向いた相談支援を充実させることで、自ら支援を求めることができない人の見守り支援の充実を図る。

●参加支援事業・地域づくり事業の実施

- 各分野で行われている行政主体の取組に加えて、地域住民主体の取組など地域の資源を丁寧に把握する。
- 利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。また、本人のニーズ・希望と、地域の資源との調整を行うことで、参加しやすい雰囲気づくりに努めると共に、本人に合った社会参加の実現をめざす。
- 地域のニーズに応じて新たな取組を試みる団体に対しては、福知山市社会福祉協議会など関係機関と連携しつつ後方支援を行う。

●包括的な支援を支える人材の育成

- 市内のどこの相談窓口においても、相談者の困りごとに対して寄り添い、包括的に相談を受け止めることができる職員の育成に努める。
- 複雑化・複合化する課題を抱える対象者の、包括的な相談支援体制の推進に欠かせない、専門知識を有し、コーディネート力のある職員の育成に努める。

相談支援窓口

	相談支援機関名	主な相談内容	設置 個所数	担当課
1	子育て総合相談窓口	妊娠・出産・子どもに関する こと	1	子ども政策室
2	生活としごとの相談窓口	生活困窮に関すること	1	社会福祉課
3	地域包括支援センター	高齢者に関すること	9	地域包括ケア推進課
4	高齢者福祉課	介護に関すること	1	高齢者福祉課
5	障害者福祉課	障害福祉に関すること	1	障害者福祉課
6	相談支援事業所	障害のある人の生活全般に関 すること	4	障害者福祉課
7	人権推進室	女性・人権に関すること	1	人権推進室
8	教育相談室	学校生活に関すること など	1	学校教育課
9	社会福祉協議会	高齢者、児童、母子・父子、 ボランティア、福祉教育に関 すること など 権利擁護、生活福祉資金、成 年後見（法人後見）に関する こと など	4	地域福祉課 （社会福祉協議会） 権利擁護センター （社会福祉協議会）
10	京都府中丹西保健所	難病・精神保健などに関する こと	1	—
11	京都府福知山児童相談所	子どもに関すること	1	—

参加支援

	事業名等	主な取組内容	設置 個所数	担当課
1	ニュートラル	就労準備	1	社会福祉課
2	味歩里	農業体験	1	社会福祉課

地域づくり

	事業名等	主な取組内容	設置 個所数	担当課
1	地域子育て支援ひろば 「すくすくひろば」	就学前の子どもと保護者の 自由遊びや交流・相談支援 の場	1	子ども政策室
2	子育て支援センター		4	子ども政策室
3	子育て支援拠点 「りとりる ハピネス」		1	子ども政策室
4	児童館・児童センター	人権学習を通して差別を見 逃さず許さない人材育成 地域の子育て支援	9	子ども政策室
5	子ども食堂※	主に子どもへの食事提供と 交流の場	6	社会福祉協議会 子ども政策室
6	ふれあいいきいきサロン	集い・交流の場	160	社会福祉協議会
7	健幸いきいき倶楽部	体操教室	8	高齢者福祉課
8	地域活動支援センター 「One Step(ワンステップ)」	交流の場	1	障害者福祉課
9	人権ふれあいセンター	相談・交流の場	5	人権推進室

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
重層的支援対応件数	90 件	140 件
重層的支援体制整備事業の実施状況	移行準備	実施
障害者相談支援事業所相談件数（延べ）	14,000 件	16,800 件
ゲートキーパー養成研修終了者数 （累計）	240 人	300 人

②人権擁護の推進

【現状・課題】

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な本人に代わり、後見人などの支援者が財産の管理や支払い、福祉サービスなどさまざまな契約の手続きを支援することで、本人の権利と暮らしを守るものです。

本市においては、基幹型センター「介護あんしん総合センター」内に「成年後見センター」を設置すると共に、9つの地域包括支援センターをはじめ市内の各種相談窓口においても相談対応を行っています。

成年後見制度については、本人自らが相談窓口を訪ねることが難しい場合が多く、医療・福祉・介護などに携わる専門職や民生委員・児童委員など地域の支援者から相談窓口につながるが多いため、支援者同士の連携は非常に大切です。

「オレンジネットワーク会議（福知山市権利擁護ネットワーク会議）」では、各機関の役割や支援内容の理解を深めると共に、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に係る啓発などの取組を進めています。今後は、市民後見人など担い手の育成・支援の充実が求められています。

施設や家庭での高齢者、障害のある人、子どもなどに対する虐待が全国的に大きな問題となっており、配偶者などからの暴力（DV※）やデートDVもまた、大きな社会問題となっています。

【今後の方向性】

誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、成年後見制度や相談窓口の周知、人材確保などにより利用を促進します。

あらゆる虐待や暴力を根絶するための相談体制の充実や虐待を未然に防ぐ取組を推進します。

【市で取り組むこと】

●権利擁護事業の広報・啓発の推進

- 成年後見制度利用に至るまでの人が利用できるサービスも含め、サービス全容を本人、家族、支援者などに周知する。
- 制度の利用希望者には、家族背景や経済的な事情などを丁寧に把握し、個々の状況に応じた手続きなどの支援を行う。
- 成年後見制度の担い手の確保をめざして、市民後見人の養成、活動の支援、役割の周知などを行う。
- 福知山市社会福祉協議会が主に 65 歳以上の市民に対して提供する「あんしん・みらい事業」について、周知を図り、利用促進に努める。

●あらゆる虐待、暴力の防止

○虐待やDVなどの暴力を受けた場合に悩みを抱え込まずに相談できたり、また、虐待やDVなどの暴力を発見した場合に速やかに通報することができるよう、相談窓口の周知や早期相談・早期通報の啓発に努める。

○要保護児童対策地域協議会や高齢者等虐待防止ネットワーク、障害者虐待防止センターを中心に、虐待を受けた児童や高齢者、障害のある人や養護者に対する適切な保護と支援を進める。

●虐待や暴力の被害者・加害者に対する支援の拡充

○警察など関係機関と連携し、虐待やDVなどの暴力の被害者に対する相談・支援策の拡充に努める。

○虐待やDVなどの暴力の加害者も悩みを抱えており、被害者救済だけでは根本的な解決にならないことから、加害者に対するカウンセリングなどの充実を図る。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
市民後見人養成者数	8人	20人
成年後見センター相談件数	100件	150件

コラム

12

福知山市成年後見センター

地域包括ケア推進課内に設置している成年後見センターでは、専門の資格を持った担当者が市民の相談に応じています。

認知症、知的障害や精神障害など、判断能力に不安のある本人が安心して生活できるよう一緒に検討し、成年後見制度などが利用できるよう、関係機関と連携して手続きの支援を行います。



(2) 生活環境の充実

①防災・防犯の充実

【現状・課題】

2021（令和3）年の災害対策基本法の改正により、災害時の要配慮者の個別避難計画作成が努力義務化され、福祉専門職や自主防災組織、民生委員・児童委員など庁外関係者とも連携しながら、個別避難計画の作成を進めています。要配慮者の避難にあたっては、避難先、移送手段、避難支援者の確保が大きな課題です。

市民意識調査では、地域の課題として「災害への不安が大きい」の割合が高く、災害の備えとしては「危険箇所の把握」が重要と考えている人が多くなっています。

行政が作成する各種のハザードマップとは別に、自治会単位などで地域の災害リスクや危険箇所、避難経路などを記載した地域版防災マップ（マイタイムライン）※を住民自らが作成し、市がマップ作成の支援と助言、完成品の印刷を行い、地域に全戸配布しています。

地域主体の自主防災訓練では、参加者数が伸び悩んでおり、市民意識調査をみても「参加している」の割合が減少しています。

自主防災組織の新規設置については、地域の高齢化や人口減少により共助体制の構築が難しい自治会もあり、さらには自主防災組織を結成したものの、同様の理由で活動が鈍化（形骸化）している組織もみられます。

市民意識調査では災害が起きた時、頼りにするところとして、「自治会・自主防災組織・消防団」や「近所の人」が前回調査より減少しており、「頼りにする人はいない」が増加しています。

高齢者などを狙った特殊詐欺による被害や子どもを取り巻く事故や事件が発生する中で、地域コミュニティの希薄化が犯罪の温床となる一面が指摘されています。

福知山市生活安全推進協議会では、安心して住みよい地域社会の実現のための活動を実施している自治会を防犯推進モデル地区に指定し、全市域での取組を進めています。

高齢者の交通事故防止のため、関係機関と地域が連携した事故防止への取組が必要です。

【今後の方向性】

災害時要配慮者の避難支援のため、福祉施設やその他の多様な避難場所の開拓を行い、災害時に直接避難する避難場所をそれぞれ設定するなど、さまざまな避難のパターンを構築し、全市的な個別避難計画の作成に取り組みます。

平常時からの地域での支え合いの取組として、災害時要配慮者避難支援事業への登録の勧奨を通して、自分から支援を求めることの重要性や、共助による支援体制の重要性について理解の促進を図り、共に支え合う機運の高揚に努めます。

防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進を図ることにより、地域版防災マップ（マイタイムライン）の作成など自主防災組織の活動や地域防災訓練への積極

的な参加を通して地域のつながりが形成、強化されることにより地域防災力の向上を図ります。

地域のつながりの強化はそのまま防犯や交通安全の推進への有効な取組になるため、防犯・交通安全の視点からも地域での見守りネットワークの構築や相談・支援体制の充実に努めます。

【市で取り組むこと】

●自助・共助・公助の連携による防災体制の整備

- 市の広報誌やホームページ、出前講座などを活用し、自助・共助に必要な心構えや備蓄品の確保、災害発生時の行動などについて啓発する。
- 防災訓練や地域版防災マップ（マイタイムライン）などを通じて、地域の災害リスクに応じた避難、防災活動について地域と共に検討する機会を確保する。
- 地域の支え合いによる防災体制の重要性を周知し、本市と地域、福祉専門職が連携して災害時要配慮者への支援体制の整備を行う。
- 防災関係機関及び地域住民が一体となった総合的な訓練を実施することにより自助・共助・公助の連携強化を図り、「市民とともにつくる災害に強いまちづくり」を推進する。

●防犯体制の充実

- 振り込め詐欺などの消費者被害を防止するため、福知山市消費生活センターにおける啓発・相談活動を推進する。
- 子どもや高齢者をはじめとする地域住民の安全確保に向けて、見守り隊などのボランティアの拡大、家庭や地域との連携の充実に努める。
- 防犯推進モデル地区指定の取組を進めることにより、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促進する。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
自主防災組織の組織率	86.2%	100.0%
地域事業所、学校などで実施されている 防災訓練への参加者数	7,032 人	40,000 人
地域版防災マップ（マイタイムライン） 作成率	71.1%	100.0%
優先順位の高い要配慮者の個別避難計画 作成数	32 件	512 件
避難行動要支援者名簿提供同意者数（累 計）	1,908 人	2,423 人
防犯推進モデル地区指定自治会数	51 自治会	60 自治会
交通指導員による交通安全教室の受講者 数（幼児、高齢者）	700 人	1,800 人

②持続性のある移動手段の確保

【現状・課題】

2020（令和2）年の統計では、本市の1世帯当たりの自動車保有台数は、1.8台となっています（福知山市統計書）。また、自動車運転免許の所持率は18歳以上で81%であり（京都府警の交通統計）、主な移動手段は自動車であることがうかがえます。

市民意識調査では地域の課題として「買物や通院に行く手段がない」の割合が1割を超えています。また、本市が2020（令和2）年に実施した「市民の移動実態に関するアンケート」では、72.1%の人が「現在は困っている移動はないが、将来は困るかもしれない移動がある」と回答しました。

高齢化の進行により運転免許を返納する人が増加しており、買物や通院などに困難を伴う市民が増えることが予想されます。

【今後の方向性】

更なる高齢化の進行と共に、日常生活を維持するための公共交通の役割が一層重要となる中で、既存の公共交通を中心として、地域住民の助け合いも含めた、それぞれの地域の実情に応じた多様な交通体系の組み合わせによる、効率的で利便性を備えた移動手段を確保します。

また、高齢者や障害のある人で移動にサポートが必要な人の、日常の生活ニーズに応じた外出・訪問サービスなどを確保します。

運転免許を返納した後でも、自力で通えるような身近なところに活動や交流の場が持てることもめざし、さまざまなサービスを「行く」から「来る」へ転換することも検討します。

誰もが安心して外出することができるよう、ユニバーサルデザイン※の視点に基づいたまちづくりを推進します。

【市で取り組むこと】

●地域特性に合わせた移動手段の確保

○地域の特性に合わせて、地域ニーズに応じた必要な公共交通や地域住民の助け合いも含めた地域コミュニティ交通※による移動手段の確保を図る。

●日常生活支援の充実

○高齢者、障害のある人などの移動困難者に対し、オンラインの推進や訪問サービスの充実化などで日常生活に必要な支援を行う。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
日常的な通勤・通学・買物・受診・行政 手続きの手段の確保が困難な人の割合	15.0 %	0 %

コラム

13

大江地域有償運送「鬼タク」について

過疎・高齢化の進行により、バス停・駅まで行くことが困難な人が増え続けることが課題となる中、2021（令和3）年7月1日から、大江地域で新たに、まちづくり組織「大江まちづくり住民協議会」が実施主体となった、地域住民の自家用車（マイカー）によるドア・ツー・ドアの送迎サービス（愛称：「鬼タク」）がスタートしています。

この移送サービスは、「交通空白地有償運送」とよばれる仕組みで、バスやタクシーなどの公共交通では地域住民の移動手段が十分に確保できない場合に、まちづくり組織やNPO法人などが自家用車を使用して、営利とは認められない範囲の運賃で運行するものです。

従来の交通空白地有償運送は、地域住民の生活移動手段として利用されてきましたが、2020（令和2）11月の道路運送法の改正により、観光客や来訪者も有償運送を利用できることが明確化されました。これを受け、「鬼タク」では、地域住民の日常的な移動手段としての「生活利用」と、大江地域の豊かな観光資源を生かした「観光利用」の2本柱で運行しています。



(3) 就労環境の充実

①生活困窮者の自立支援

【現状・課題】

コロナ禍による経済不況により、若年層や勤労世帯からの困窮相談も増加傾向で社会的孤立者の課題が顕在化してきています。

親の社会的・経済的背景により、子どもの自立に向けた力が十分に育まれないという「子どもの貧困」の問題においては、貧困が世代を超えて連鎖することが大きな課題となっています。

市民意識調査の結果からは、「生活上の心配ごとや困りごとがある」人が半数近くを占め、そのうち「経済的なこと」が4割を超えており、幸せと感じられない理由としても「経済面」の割合が最も高いことから、経済的な不安を抱えている人が多いことが分かります。

本市には、生活保護の受給に至る前に生活困窮者が自立した生活を送れるよう、さまざまな支援を行う「生活としごとの相談窓口」があり、支援を必要としている人に相談窓口や福祉サービスの情報を提供し、適切に相談機関につなげています。複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが求められています。

公的な経済支援を受けている人に対する偏見も完全には払拭されておらず、それ自体が解消すべき人権課題のひとつとなっています。

【今後の方向性】

生活困窮により支援を必要としている人に必要な情報が伝わるよう、周知・啓発を図ります。また、すべての地域住民に対し、普段から相談窓口の周知に努めると共に、困ったときはすぐに相談するよう呼びかけを行います。

誰でも生活困窮に陥るリスクがあることを踏まえ、生活困窮者に対する支援制度は社会のセーフティネットとして必要なものであることや、支援制度を利用することは当然の権利であることなどについて、理解の促進に努めます。

貧困とその連鎖の問題への対応は、行政のいずれかの部門による取組で完結するものではないため、関係部署の連携を強化し、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。

【市で取り組むこと】

●生活困窮者に対する情報提供

- 生活困窮者自立支援法※に基づく各種支援制度について、市の広報誌やホームページなどさまざまな場を活用して周知に努め、相談へとつなぐ取組を進める。
- 公的な相談窓口に悩みを相談することをためらう人もいることから、相談窓口の周知と共に、相談しやすい環境づくりを進める。
- 障害のある人、高齢者やひとり親家庭など、支援を必要としている人たちへの支援制度の周知に努める。

●生活困窮者の自立支援

- 経済的な課題を抱える人・世帯に対して、自立した生活を送ることができるよう包括的な支援を行う。
- 本人への丁寧なアセスメントのもと、抱える課題やニーズに対して適切に支援を行い、本人の自立を促すと共に、積極的なアウトリーチを実践する。
- 生活困窮者への支援を担う相談支援員が、多様な相談ニーズに対応して相談者に寄り添いながら支援できるよう資質向上へ向けた教育・訓練などを実施する。

●貧困とその連鎖の問題への取組の推進

- 子どもと親の置かれている状況の把握、学習、生活支援による子どもの生きづらさの軽減、自己肯定感の醸成に努め、将来設計ができるよう支援する。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
生活困窮者新規相談受付件数	280 件	280 件
生活困窮者自立支援制度による 自立者数（支援終了した数）	24 人	30 人

②就労環境の充実

【現状・課題】

本市は、住民一人ひとりが、生活と仕事の調和のとれた、多様な働き方ができるまちをめざしています。そのためには、年齢や性別、障害の有無に関わらず、あらゆる人の働く意欲に応じた就労の機会が確保されなければなりません。

高齢化が進む中で高齢者が生きがいを持って生活を送るためには、自らの経験を活かし、地域において役割を担えるような社会づくりが必要です。

再雇用、定年の延長など、60歳以降の人生の選択肢が増えたことにより、シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあります。

女性の就労状況については、2019（令和元）年度に実施した市民意識調査によると、30歳代の就業率が83.3%でした。前回2014（平成26）年度の調査よりも10.2%増加し、かつて結婚や出産を機に離職する女性がいる現状を表していたM字カーブは解消に近づいています。しかしながら、男性と比べると、年齢を問わず女性の就業率は低くなっています。

2020（令和2）年度に新たに小規模保育園3園が開設、また、6園の保育園が認定こども園※へ移行しました。さらに、2021（令和3）年度に小規模保育園1園が開設し、2021（令和3）・2022（令和4）年度の2か年で、5園の保育園が認定こども園へ移行しました。近年、共働き世帯の増加などに伴い低年齢から入所を希望する世帯が増加しており、依然として2歳児以下の子どもの受け皿確保が課題となっています。

障害のある人が自立した社会生活を送るためには、民間企業における一般就労だけでなく、就労継続支援A型などの福祉的就労も含め、障害の特性、本人の状態や意思に沿った就労環境の整備が必要です。京都労働局の発表によると、ハローワークにおける障害のある人の新規求職申込件数は、2010（平成22）年の2,874件に対して2021（令和3）年度で4,693件と1.63倍に増加しており、近年障害のある人の就労ニーズは高まっています。

【今後の方向性】

高齢者については、経験を活かした就労機会の創出を図ると共に社会との関わりの中で地域における支え手としての役割を果たしてもらえよう取組を進めます。

子育て中の親やひとり親家庭が継続して働くことができるよう、雇用環境の整備や多様なニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。

障害のある人の希望と特性に応じた働きやすい環境づくり、障害理解の促進、就労に関する相談機能の強化などをめざして「障害者雇用1,000人のまちプロジェクト※」に取り組んでいます。2023（令和5）年度末の本市の障害のある人の就労者数の目標値を1,000人以上とし、引き続き取組を進めます。

【市で取り組むこと】

●高齢者の雇用・就労支援の充実

○シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の知識・経験・技能などを活かし

た就労機会の創出に努める。

●子育て中の親やひとり親家庭への支援拡充

○継続して働きたいというニーズに応えられるよう、保育の量と質の確保や一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児保育などの充実を図る。

○ひとり親家庭の親に対し、就職に有利な資格取得の支援を行う。

●障害のある人の就労支援の推進

○国や府、民間企業などの関係機関と連携し、就労・雇用についての情報共有を図ると共に、障害のある人一人ひとりの特性に応じたきめ細かな相談体制の整備などを通じて、障害のある人の就労支援と雇用の促進を図る。

○事業所の障害理解の促進と共に、雇用促進のための諸制度の利活用、職場環境の改善の取組など、雇用の促進に向けた取組や制度の啓発に努める。

○ほっとはあと製品※についての広報・啓発と共に、商品開発、改良など売上増加、作業効率の向上など原価率の低減への支援を実施する。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
障害者就労施設などからの物品などの調達（市の優先調達の額）	27,330 千円	30,000 千円
シルバー人材センター業務受注件数	約 5,100 件	5,300 件
入所保留児童数	135 人	40 人

コラム

14

一般就労と福祉的就労の違い

「一般就労」とは、企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く就労形態です。

「福祉的就労」とは、一般就労が難しい障害のある人が、障害福祉サービスを利用し、障害の状態など一人ひとりの状況にあわせて支援を受けながら働く就労形態のことであり、以下のように分類されます。

分類	内容	違い
就労継続支援 A 型	就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を受けます。	雇用契約に基づき、給与を受け取ります。
就労継続支援 B 型	就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を受けます。	雇用契約を結ばず、工賃を受け取ります。

【障害福祉サービス事業所ちくもう（福）竹毛希望の家の作業風景】



障害の特性に応じた作業環境が設定されています。



右上肢が不自由な方が看板商品であるコサージュの葉を作っています。

（４）健康増進の取組の充実

①健康づくり・介護予防の取組の充実

【現状・課題】

福知山市健康増進計画策定時の市民アンケート（2020（令和2）年実施）や国保1,000人当たりのデータから見る高血圧症患者数の割合は、国や京都府と比較しても高い値となっており、市民の健康意識は着実に向上しているものの、それが生活習慣の改善には結び付いていない現状があります。

市民意識調査では、市民が抱える心配ごとや幸せと感じられない理由として「健康面」の割合が高くなっています。

生活習慣病の割合を抑制し、健康な体を維持していくには、早い段階から健康増進の啓発を行うことにより、健康づくりに対する理解を深め、子どもから高齢者まで、切れ目のない健康的な生活習慣づくりに取り組み、健康寿命の延伸を図っていくことが求められています。

コロナ禍により新しい生活様式の定着が進む今、これを健康づくりや介護予防のチャンスと捉え、社会環境の変化にも対応した健康生活を実践していくための新たな取組が必要となっています。

【今後の方向性】

すべての住民が健康に関する正しい知識を持ち、生活習慣改善に向けた取組を進められるよう、「第2次福知山市健康増進計画」に基づいて市民協働での健康づくりを推進します。

また、ウィズコロナ※、アフターコロナ※を見据えた介護予防の取組を進め、要支援状態となる前の段階から高齢者の健康と自立した生活への支援の充実を図ります。

さらに、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るために、高齢化や疾病などで医療的支援を必要としている人に対しては、医療・介護・福祉の連携による、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

【市で取り組むこと】

●健康づくりの推進

- 健康を支援する環境づくりをより強化していくため、『アクティブシティ※推進事業』『高血圧制圧のまちプロジェクト』『保健事業と介護予防の一体化事業』に取り組む。
- 健診受診啓発と共に、若い世代においても生活習慣病予防に取り組むことができるよう、若い世代向けの健康教室の開催、SNSを活用した健康情報の発信などを進める。
- ふくちライフ体操、貯筋体操、ウォーキングなどの教室やイベントを開催し、運動習慣を身に付けるきっかけづくりに努める。

●医療・介護・福祉の連携の促進

○医療・介護・福祉サービスの連携を促進し、各分野を超えた横断的な取組を図ることにより、誰もが安心して住み慣れた地域で生活するためのシステムづくりに努める。

【数値目標】

項 目	現況（見込） 2022（令和4）年度	目標 2027（令和9）年度
健診受診率	50.8%	62.0%
生活習慣病に係る疾病別標準化医療費比※	10.52%	10.12%
体操指導員養成数	68 人	90 人

コラム

15

体操指導員

地域での介護予防の取組をサポートするために、体操指導者を養成・派遣し、市内各地で貯筋体操教室を行っています。



きらめき館



観音寺公会堂